

岩手県企業局管理規程第2号

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前									改正後								
(級別職務区分)									(級別職務区分)								
第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。									第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。								
区 分	行政職給料表に定める級別職務区分								区 分	行政職給料表に定める級別職務区分							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
本庁	[略]							室長 技師長 参事 技術参事	本庁	[略]							次長 室長 技師長 参事 技術参事
事業所	[略]							[略]	事業所	[略]							[略]
	[略]									[略]							
備考1 [略]									備考1 [略]								
2 技師長の職で技師長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。									2 技師長の職で企業局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。								
3 5級から7級までの級に区分されている職で企業局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。									3 8級以下の級に区分されている職で企業局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を上位の級に決定することができる。								
4 4級以下の級に区分されている職で企業局長が特に必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。																	
(給料の特別調整額)									(給料の特別調整額)								
第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に掲げるとおり指定する。									第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に掲げるとおり指定する。								
職				区 分					職				区 分				
[略]				[略]					[略]				[略]				
室長 技師長 施設総合管理所長				2種					次長 室長 技師長 施設総合管理所長				2種				
[略]									[略]								
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。